

「公益財団法人愛知県林業振興基金高性能林業機械巡回点検業務受託者公募要領」

1. 趣旨

この要領は、基金の貸付事業に活用する高性能林業機械を適切に管理するための巡回点検、簡易な補修及び利用者が交代する際の確認・機械の受け渡し立会等を行なう業務の業務受託者を選定する為に実施する公募に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務名

公益財団法人愛知県林業振興基金 高性能林業機械巡回点検事業委託

3. 委託業務内容

令和2年度における巡回点検業務について、下記の業務を一括して委託する。

(1) 基金の保有する貸付機械(別表7台)における法定点検以外の年4回の巡回点検

- ・原則として、6・9・12・3月末に実施するものとする。
- ・機械が稼働している現地での点検とする。

ア 点検の概要

機体の損傷、異常、エンジンの始動、バッテリーチェック、各機能(原動機、動力伝達装置、油圧装置、車体安全装置、走行装置等)の点検(高性能林業機械巡回点検記録記載)、受け渡し立会い等。

イ 報告

各巡回点検及び事業を終了したときは、遅滞なく基金へ事業実績報告書を提出する。

ウ その他

巡回点検中に、故障等安全な使用に問題があると判断した場合には、遅滞なく基金へ報告する。

4. 履行期間

契約の日から令和3年3月31日まで

5. 委託予定上限額

158,400円(税込)

6. 業務委託候補者の選定

業務受託を希望する方は、別紙様式1により応募するものとする。
書類審査による選考を実施する。

7. 応募資格要件

下記の条件をいずれも満たすものとする。

- (1) 愛知県内に本店又は支店等を有する法人であること。
- (2) 役員に次のア又はイのいずれかに該当するものがないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

- ア 県税、法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

8. 応募申込

- (1) 提出書類 別紙様式1～5
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期間 令和2年4月16日(木)午後5時必着
- (4) 提出場所 愛知県林業会館内林業振興基金事務局
- (5) 提出方法 郵送又は持参

9. 契約手続等

- (1) 基金と受託候補者は、委託業務にかかる契約書を協議し、確定させた上で委託契約を締結する。
契約書の内容については、基金が提示した内容を基本とするが、受託候補者との協議により最終的に決定する。
- (2) 契約保証金
契約保証金については、全額免除する。

10. その他

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、業務の一部について、あらかじめ基金と受託者が協議し、基金が認めた場合に限り、第三者に委託又は請け負わせることができるものとする。

別表 高性能林業機械巡回点検委託機種

機 械 名		基金機械番号	購入年月
ハーベスタ	KONRAD WOODY50	H5002	H29. 2
タワーヤーダー	イワフジTY-U5C	T5008	H28. 12
ウッドライナー	KONRAD	W501	H25. 11
フォワーダ	イワフジU-5CG	F307	H25. 1
スイングヤーダ	イワフジSW302	S4508	R2. 3

事業委託契約書(案)

委託者公益財団法人愛知県林業振興基金を甲とし、受託者 _____ を乙とし、甲乙両当事者間において、次のとおり委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 甲は、乙に対して、次に掲げる事業を委託し、乙は、これを受託するものとする

- (1) 委託事業
令和2年度高性能林業機械巡回点検事業
- (2) 委託事業の内容
別添「委託の概要」のとおり。
- (3) 委託期間
令和2年4月 日から令和3年3月31日までとする。

(委託料)

第2条 委託料は、金 _____ 円とする。
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出した、委託料に含まれた額である。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、全額免除する。

(事業実施計画)

第4条 乙は、契約後7日以内に事業実施計画書(様式1)を甲に提出するものとする。
2 乙は、この内容を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(権利・義務譲渡の禁止)

第5条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。
ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(実績報告書の提出)

第6条 乙は、事業が完了したときは、10日以内に委託事業実績報告書(様式2)を甲に提出しなければならない。

(実績報告書の審査)

第7条 甲は、乙から委託事業実績報告書の提出を受けたときは、10日以内に当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めたときは乙に対して、適合する旨の通知(様式3)をするものとする。

(委託料の支払い及び遅延利息)

第8条 乙は、前条の通知を受領したときは、甲に対して、委託料を請求(様式4)するものと

する。

2 甲は前項の適法な請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲は前項の支払いを遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.8パーセントの割合で算出した遅延利息を支払わなければならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が契約の条項に違反したときは、契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その損害を賠償しないものとする。

（秘密の保持）

第10条 乙は、委託事業の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（疑義の解決）

第11条 この契約において、甲乙間に疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

（雑則）

第12条 この契約書に定めない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和2年4月 日

甲 委託者 名古屋市中区丸の内三丁目5番16号
公益財団法人 愛知県林業振興基金
代表理事 村松幹彦

乙 受託者